

# 住居確保給付金のご案内

休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、原則3ヶ月（求職活動等を誠実にやっている場合は3ヶ月延長可能（最長9ヶ月まで）、家賃相当額を自治体から**家主さんに支給**します。

家主さんに直接家賃の一部をお支払い！



家賃が払えない…



住居確保給付金の支給を受けることにより、安定した生活を送ることができます。

家賃支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額

41,000円（単身世帯）、49,000円（2人世帯）、53,000円（3～5人世帯）  
57,000円（6人世帯）、64,000円（7人以上世帯）

## 申請手続き手順

### ①「住宅確保給付金制度のしおり」を確認

まずは申請要件をご確認ください。

### ② 住居確保給付金の申請相談

申請書類様式を送付いたします。

### ③ 必要書類がすべて揃ったら、ほっとステーション横浜・小田原（神奈川県社会福祉協議会）へ郵便で送付

### ④ 提出された書類の内容を確認

必要に応じて、こちらから連絡します。

### ⑤ 神奈川県にて給付金申請の可否、支給金額を決定

<申請書類送付先・問い合わせ先> ※お住まいの地域によって窓口が異なります

葉山町、愛川町、清川村  
寒川町、大磯町、二宮町にお住まいの方

〒221-0825  
横浜市神奈川区反町3-17-2  
電話 045-311-8874  
ファクシミリ 045-314-3472

中井町、大井町、松田町、山北町  
開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町にお住まいの方

〒250-0042  
小田原市荻窪306  
電話 0465-35-0810  
ファクシミリ 0465-20-4071